

太陽光発電設備設置にともなう系統連系
および電力購入に関する契約要綱

2019年6月27日実施

北海道電力株式会社

目 次

1	適 用	1
2	定 義	1
3	単位および端数処理	3
4	要綱の変更	4
5	契約の単位	4
6	受給契約の申込みと成立	4
7	工事費の負担	5
8	工事費負担金の申受けおよび精算	6
9	受給地点および電気方式等	6
10	送電責任分界点	6
11	電気工作物の財産分界点および補修管理	6
12	承諾の限界	7
13	電力受給上の協力	7
14	電力受給開始日	9
15	電力受給	9
16	電力受給の制限もしくは中止	9
17	受給電力量の計量および算定	10
18	料 金	11
19	料金の支払方法	11
20	適正契約の保持	11
21	発電設備設置場所への立入りによる業務の実施	11
22	損 害 賠 償	12
23	損害賠償の免責	12
24	契 約 期 間	12
25	契約の変更	13
26	契約の廃止	13
27	契約の解約	14
28	受給契約終了後の債権債務関係	14
29	認定手続き	14
30	受給契約に関する情報の取扱い	15
31	発電計画等の提出	15
32	非化石価値等の帰属	15
33	そ の 他	15
附	則	17

1 適 用

- (1) この「太陽光発電設備設置にともなう系統連系および電力購入に関する契約要綱」(以下「本要綱」といいます。)は、太陽光発電設備を用いて発電する発電者と当社が締結する以下のイおよびロの契約を合わせた受給契約に適用いたします。ただし、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(その他関係法令を含み、以下「再エネ特措法」といいます。)にもとづく受給契約については、低圧の発電設備を用いて発電する電力に関する特定契約が2017年3月31日以前に締結されているものに限り、適用いたします。

イ 接 続 契 約

発電者の太陽光発電設備(低圧または高圧の発電設備に限り、以下「発電設備」といいます。)と当社が維持および運用する電力系統との接続にかかる契約。

ロ 特 定 契 約

発電者が発電設備を用いて発電する電力(発電者が自ら消費する電力を除く。)を当社に供給し、当社がこれを受電する契約。

- (2) 本要綱は、次の地域に適用いたします。

北 海 道

ただし、礼文島、利尻島、天売島、焼尻島および奥尻島は除きます。

2 定 義

次の用語は、本要綱においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

なお、本要綱において用いる用語は、別に定めのない限り、再エネ特措法、託送供給等約款、その他の関係する法令および約款等に定める意味によるものといたします。

- (1) 低 圧

標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。

- (2) 高 圧

標準電圧6,000ボルトをいいます。

- (3) 連 系

発電設備を当社が維持および運用する電力系統に電氣的に接続する時点から切り離す時点までの状態をいいます。

- (4) 解 列

発電設備を当社が維持および運用する電力系統から電氣的に切り離すことをいいます。

(5) 電力受給

本要綱にもとづき、発電者が当社に電力を供給し、当社がこれを受電することをいいます。

(6) 受給最大電力

契約上電力受給できる最大電力（キロワット）をいいます。

(7) 受給地点

当社が発電者より電力を受電する地点をいいます。

(8) 受給電力量

受給地点において、当社が発電者より受電する電力量をいいます。

(9) 認定発電設備

再エネ特措法による認定を受けた発電設備をいいます。

(10) 他自家発電設備等

発電設備以外の自家発電設備および蓄電池をいいます。

(11) 買取制度

再エネ特措法にもとづき、認定発電設備で発電された再生可能エネルギー電気を、一定の期間および価格で電気事業者が買い取る制度をいいます。

(12) 需給契約

発電設備を需要場所内に設置している発電者と当社との需給契約をいいます。

(13) 接続供給契約

発電設備を需要場所内に設置している発電者が属する当社との接続供給契約をいいます。

(14) 反社会的勢力

暴力団等および暴力団等と関係を有する者で、次の者をいいます。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、その後の改正を含み、以下「暴力団対策法」といいます。）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。）

ロ 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に定める暴力団員をいいます。）または暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者

ハ 暴力団準構成員

ニ 暴力団関係企業

ホ 総会屋等

ヘ 社会運動等標榜ゴロ

- ト 特殊知能暴力集団等
 - チ その他イからトまでに準ずる者
 - リ 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する者
 - ヌ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
 - ル 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
 - ヲ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有する者
 - ワ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (15) 反社会的行為
- 自らまたは第三者を利用して行なう次の行為をいいます。
- イ 暴力的な要求行為
 - ロ 法的な責任を越えた不当な要求行為
 - ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ニ 風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて取引の相手の信用を毀損し、またはその業務を妨害する行為
 - ホ その他上記イからニまでに準ずる行為
- (16) 非化石価値等
- エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（以下「高度化法」といいます。）の非化石電源比率算定時に計上できる価値およびこれを有する電気を取引する際に付随する環境価値をいいます。

3 単位および端数処理

本要綱において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 受給最大電力の単位は、低圧の場合、0.001 キロワットとし、その端数は切り捨ていたします。また、高圧の場合、0.1 キロワットとし、その端数は小数点以下第 2 位で四捨五入いたします。
- (2) 受給電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨

五入いたします。

- (3) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨ていたします。

4 要綱の変更

当社は、関係法令の改正、その他の事情により、本要綱を変更することがあります。この場合、受給契約は、変更後の要綱によるものといたします。

なお、この場合、当社は、本要綱の変更について、当社ホームページ上への掲載等の方法により、発電者にお知らせいたします。

5 契約の単位

契約の単位は、原則として、次のとおりといたします。

- (1) 発電者が当社と需給契約を締結している場合は、その1需給契約について1受給契約を締結いたします。
- (2) 発電者が当社との接続供給契約に属している場合は、その1需要場所について1受給契約を締結いたします。

6 受給契約の申込みと成立

発電者はあらかじめ本要綱および託送供給等約款における発電者に関する事項を遵守することを承認のうえ、次の手続きにより、受給契約の申込みをするものといたします。

(1) 接続検討の申込み

イ 発電者は、次の場合を除き、原則として、受給契約の申込み在先だち、当社所定の申込書により、発電設備を当社の電力系統へ新たに接続または発電設備を変更するための検討（以下「接続検討」といいます。）の申込みをするものといたします。

(イ) 当社の電力系統へ低圧で発電設備を連系する場合

(ロ) 当社の電力系統へ発電設備が既に連系されており、25（契約の変更）に定める受給契約の変更を当社が必要と判断しない場合

ロ 検討期間および検討料

(イ) 当社は、原則として、接続検討の申込みから3か月以内に検討結果を通知いたします。

(ロ) 発電者は、検討料として1検討につき20万円に消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に

相当する金額をいいます。以下同じ。)を加えた金額を、接続検討の申込み時に当社に支払うものいたします。ただし、検討を要しない場合には、この限りではありません。

(2) 受給契約の申込み

発電者が当社と受給契約の締結を希望される場合は、本要綱を承諾していただいたうえで、次の事項を明らかにして、当社所定の様式により申込みをしていただきます。この場合、当社の電力系統との連系に係る技術検討に必要な発電設備に関する資料についても、併せて提出していただきます。

- イ 契約名義
- ロ 設置場所
- ハ 太陽電池モジュール出力値
- ニ 逆変換装置（インバータ）出力値
- ホ 他自家発電設備等の併設の有無
- ヘ 受給開始希望日
- ト 料金の振込先口座
- チ その他必要事項

(3) 受給契約の成立

接続契約は、当社が接続契約の申込みを承諾したときに、特定契約は当社が特定契約の申込みを承諾したときに、それぞれ成立するものいたします。

また、発電者は、再エネ特措法にもとづき受給契約を申込み場合、特定契約の成立前に、発電設備が再エネ特措法による認定を受けたことを証明する書類を提出するものいたします。

なお、特別な事情がある場合で、かつ、当社または発電者が必要とする場合には、受給契約に関する必要な事項について、別途、契約書を作成することといたします。

7 工事費の負担

- (1) 発電設備を当社電力系統に連系することにより、当社の電力供給設備を新たに施設する場合または当社の電力供給設備を変更する場合は、当社は、工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。
- (2) 発電者が新たに電力受給を開始し、または受給契約を変更される場合等で、これにともない当社が新たに電力量計およびその付属装置（以下合わせて「電力量計」といいます。）を取り付けるときで、かつ、電力受給の用に供することを主たる目的とする

ときには、当社は、その電力受給の用に供することによって必要となる工事費を工事費負担金として発電者から申し受けます。

- (3) 高圧で発電設備を連系する場合で、計量法にもとづき、電力量計の取替えが必要となるときには、当社は、必要となる工事費を工事費負担金として発電者から申し受けます。

8 工事費負担金の申受けおよび精算

- (1) 当社は、工事費負担金を、原則として、工事着手前に申し受けます。
- (2) 当社は、設計の変更および材料単価の変動その他特別の事情によって工事費負担金に著しい差異が生じた場合は、工事完成後すみやかに精算するものいたします。

9 受給地点および電気方式等

電力受給にあたっての受給地点、受給最大電力、電気方式、周波数および標準電圧については、原則として、次のとおりといたします。

- (1) 受給地点は、当社の電力系統と発電者の電気設備との接続点といたします。
なお、受給契約に併せて当社との需給契約または接続供給契約がある場合の受給地点は、需給契約における需給地点または接続供給契約における供給地点と同一の地点といたします。
- (2) 受給最大電力は、太陽電池モジュールの出力値または逆変換装置(インバータ)の出力値のいずれか小さい値といたします。
- (3) 電気方式および標準電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルト、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルト、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトまたは 6,000 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。

10 送電責任分界点

送電責任分界点は、受給地点と同一の地点といたします。ただし、これによらない場合については、別途、定めるものいたします。

11 電気工作物の財産分界点および補修管理

- (1) 電気工作物の財産分界点については、10（送電責任分界点）と同一とし、この分界点より当社側の電気工作物は当社が、発電者側の電気工作物（ただし、当社が施設した電力量計は除きます。）は発電者がそれぞれ補修管理するものいたします。

(2) 17 (受給電力量の計量および算定) において使用する電力量計については、原則として、当社の所有とし、当社で施設するものいたします。

また、当該電力量計については、計量法にもとづき検定を受けた電力量計を使用し、検定有効期限の管理および電力量計の取替えについても、原則として、当社が行なうものいたします。

(3) 電力量計の取付場所は、発電者から無償で提供していただきます。

(4) 発電者の所有する電力量計が施設されている場合は、電力受給において使用する電力量計について、検定有効期限内または故障等による取替えまでは、発電者の電力量計を継続して使用し、その後は(2)によります。

12 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、電力供給設備の状況、用地事情、発電者の債務の弁済状況その他によってやむをえないと判断する場合には、受給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

13 電力受給上の協力

発電設備の連系にあたっては、次の事項を遵守するものいたします。

(1) 低圧で発電設備を連系する場合

イ 系統連系の基本事項

(イ) 発電者および当社は、事故発生の防止と電力受給の円滑化を図るため、互いに協力するものとし、安全確保のための設備変更、事故防止等に関連する情報について積極的に連絡をとるものいたします。

(ロ) 発電者は、発電設備を当社電力系統と連系する場合、電圧、周波数および力率を正常な値に保ち、当社の供給する電力品質に悪影響を及ぼさないものいたします。

(ハ) 発電者は、公衆災害、作業災害の防止に努め、当社電力系統ならびに当社が電力供給する他のお客さまの設備に悪影響を生じさせないものいたします。

(ニ) 発電設備に起因する事由により上記(ロ)および(ハ)の悪影響が生じた場合は、発電者は、責任をもってその補償をするものいたします。

また、発電者は、当社が対策効果を確認するまで当社電力系統と連系は行なわないものいたします。

(ホ) 発電者は、いかなる場合においても、自立運転用配線と一般屋内配線との電

気的な接続を行なわないものいたします。

ロ 発電設備の連系方法

発電者は、発電設備を当社電力系統と連系する場合、発電者の逆変換装置（インバータ）内の電磁開閉器を通じて連系するものいたします。

ハ 適正電圧維持のための措置

発電者は、発電設備を当社電力系統と連系する場合、発電電力による電圧上昇で当社電力系統の電圧が規定値（101±6 ボルト、202±20 ボルト）を逸脱しないよう、発電出力等を調整するものいたします。

ニ 当社電力系統が無電圧となった場合の措置

（イ） 発電者は、当社電力系統が無電圧の場合、発電設備が当社電力系統から解列されずに当社電力系統を充電することがないように、単独運転検出装置ならびに当社電力系統との解列を行なう保護継電器を設置するものとし、また、責任をもってその補修管理を行なうものいたします。

（ロ） 当社の電力系統が無電圧の場合、発電者は当社電力系統との連系は行なわないものいたします。

（ハ） 発電者の申出により自立運転を行なう場合、自立運転時の解列箇所は発電者の逆変換装置（インバータ）内の電磁開閉器といたします。

ホ 保護継電器の運用

（イ） 発電者の保護継電器の整定については、当社電力系統と協調を図るものいたします。

（ロ） 整定値の変更を行なう場合は、協議のうえ当社の指示により発電者が実施するものいたします。

（ハ） 保護継電器の試験は、発電者が保守上必要とする場合、および当社が電力系統の運用上必要とする場合、発電者が実施し、当社が求めた場合には、その結果を当社に連絡するものいたします。

（ニ） 保護継電器の整定値の設定、点検、動作試験等には、必要に応じて当社が立ち会うことができるものいたします。

ヘ 作業停電時の取扱い

当社は、当社の電力系統の停電作業を行なう場合、発電者に事前に連絡するものいたします。

なお、当社は発電設備に屋外開閉器が取り付けられている場合で当社電力系統の事故時等、緊急を要する場合においては、当社の判断により発電者の屋外開閉器の

操作をさせていただく場合があります。

ト 電気工作物の調査

発電者および当社は、受給契約に直接関係のある各々の電気工作物に対して、相手方から調査の要求があった場合には、これに応じるものといたします。

チ 発電者が、他自家発電設備等を併設し、当社電力系統へ連系する場合には、その自家発電設備等に係る電力受給上の協力事項については、発電者と当社の協議により、別途、定めるものといたします。

(2) 高圧で発電設備を連系する場合

別途、発電者と当社が締結する配電線連系協定書によります。

14 電力受給開始日

電力受給開始日は、6（受給契約の申込みと成立）における当社技術検討後、発電者と協議のうえ、別途、決定するものとし、発電設備と当社の電力系統が連系され電力受給が開始される日といたします。

なお、電力受給開始日については、天候その他の事情により、発電者と協議のうえ変更する場合があります。

また、発電者が電力受給開始日の変更を希望される場合には、あらかじめ当社に連絡していただきます。

15 電力受給

発電者は、16（電力受給の制限もしくは中止）における場合を除き、発電設備からの電力を、当社に対し供給することができるものといたします。

16 電力受給の制限もしくは中止

当社は、次の場合、発電者からの電力の受電の制限もしくは中止を行なうことができるものといたします。その場合には、当社は、あらかじめその旨を発電者にお知らせいたします。ただし、緊急上やむをえない場合は、この限りではありません。

- (1) 発電者が 11（電気工作物の財産分界点および補修管理）および 13（電力受給上の協力）における遵守事項を守らない場合
- (2) 当社が当社の電気系統の点検または補修を必要とする場合、もしくは電力系統の事故発生時等保安上必要がある場合
- (3) 発電者が、需給契約において、電気の供給停止もしくは制限または中止の措置を受

ける場合

- (4) 発電者が、接続供給契約において、制限または中止の措置を受ける場合
- (5) その他法令上もしくは電気の需給上または保安上必要がある場合

17 受給電力量の計量および算定

- (1) 受給電力量の計量は、原則として、当社が施設する電力量計によるものとし、電力量計の検針日は、原則として、発電者が当社と需給契約を締結している場合は、当社の電気供給約款、電気標準約款〔低圧〕および電力契約標準約款（高圧）（以下これらを「電気供給約款等」といいます。）に定める検針日とし、発電者が当社との接続供給契約に属している場合は、託送供給等約款に定める検針日といたします。
- (2) 電力量計の検針は、原則として、毎月、検針日に当社が行ない、受給電力量を発電者に通知いたします。

また、発電者はすみやかにその内容を確認するものといたします。ただし、発電者が、需要場所内において複数の認定を受け、かつ、認定発電設備ごとに発電電力量を計量するための電力量計を設置する場合は、発電者が設置する電力量計の検針は、検針日に発電者が行なうものとし、検針の結果を当社にすみやかに通知していただきます。
- (3) 受給電力量の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。ただし、電力受給を開始しまたは受給契約が消滅した場合の料金算定期間は、電力受給開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (4) 受給最大電力等の変更により、料金の適用単価に変更があった場合の変更の前後の期間に対応したそれぞれの受給電力量は、算定期間における受給電力量を、料金の適用単価に変更のあった日の前後の日数にそれぞれの受給最大電力等を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、変更のあった日に計量値を確認する場合は、その値により区分して算定いたします。
- (5) 電力量計の読みは、次によるものといたします。
 - イ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。ただし、当社が設置する記録型計量器により計量する場合は、原則として、最小位までといたします。
 - ロ 乗率を有する場合は、原則として、最小位までといたします。
- (6) 電力量計の故障等によって受給電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の受給電力量は、発電者と当社との協議により決定いたします。

18 料 金

当社が発電者に支払う料金は、17（受給電力量の計量および算定）により計量された受給電力量に、次の単価を乗じてえたものとしたします。

(1) 再エネ特措法にもとづく受給契約の場合

発電設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画（以下「事業計画」といいます。）の認定の内容により、再エネ特措法にもとづき適用される調達価格といたします。

なお、事業計画に係る変更認定を受ける等、再エネ特措法の規定により、発電設備に適用される調達価格が変更された場合、当該変更後の調達価格といたします。

また、調達価格が改定された場合、当該改定後の調達価格といたします。

(2) 再エネ特措法にもとづく受給契約以外の受給契約の場合

当社が別に定める買取価格とし、当社ホームページ上への掲載等の方法により、発電者にお知らせいたします。

なお、この単価には非化石価値等を含むものとしたします。

また、当社はこの単価を変更する場合があります。この場合には、変更の1か月前までに、変更後の単価および適用開始時期を当社ホームページ上への掲載等の方法により、発電者にお知らせいたします。

19 料金の支払方法

(1) 当社は、特別な事情がある場合を除き、18（料金）により算定された料金を検針日が属する月の翌月15日（15日が金融機関の休業日の場合はその翌営業日）までに発電者の指定する金融機関の口座に振り込むものとしたします。

(2) 料金の支払いは、当社がその金融機関の口座に払込みをしたときになされたものとしたします。

(3) 発電者は、料金の振込先金融機関、口座を指定あるいは変更する場合には、あらかじめ当社所定の様式にて申込みを行なっていただきます。

20 適正契約の保持

当社は、発電者との受給契約が電力受給の状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに受給契約を適正なものに変更していただきます。

21 発電設備設置場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、発電者の承諾をえて発電者の土地または建物に立

ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、発電者の求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 受給地点に至るまでの当社の供給設備または発電設備設置場所内の当社の電気工作物の設計、施工、改修または検査
- (2) 13（電力受給上の協力）によって必要な発電者の電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電力受給の防止等に必要な発電者の発電設備またはその他電気工作物の確認もしくは検査
- (4) 電力量計の検針または計量値の確認
- (5) 16（電力受給の制限もしくは中止）、26（契約の廃止）または27（契約の解約）により必要な処置
- (6) その他本要綱によって、受給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物に係る保安の確認に必要な業務

22 損 害 賠 償

発電者または当社が、この系統連系および電力受給にともない、その相手方または第三者に対し、自らの責めに帰すべき事由により損害を与えた場合は、賠償の責めを負うものといたします。

23 損害賠償の免責

当社は、次の場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、発電者の受けた損害について賠償の責めを負わないものといたします。

- (1) 13（電力受給上の協力）の適正電圧維持のための措置により、受給電力量が減少した場合
- (2) 14（電力受給開始日）により、電力受給開始日を変更した場合
- (3) 16（電力受給の制限もしくは中止）により電力受給を制限もしくは中止した場合
- (4) 27（契約の解約）により受給契約を解約した場合
- (5) 漏電その他の事故が生じた場合

24 契 約 期 間

- (1) 契約期間は、受給契約が成立した日から、電力受給開始日以降最初に到来する4月の検針日の前日までといたします。

- (2) 契約期間満了に先立ち、当社、発電者いずれからも申出がなく、25（契約の変更）、26（契約の廃止）または27（契約の解約）に該当する事由がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとしたします。
- (3) 契約期間満了前であっても附則4（買取制度の単価適用期間）に定める買取制度の単価適用期間が満了する場合には、単価適用期間の満了の日をもって契約期間が満了するものとしたします。

なお、この場合、契約期間満了の日に先立って、当社は発電者に契約期間満了後の18（料金）(2)により別に定める買取価格を通知し、発電者から別段の意思表示がないときは、受給契約は、18（料金）(2)により別に定める買取価格を適用して契約期間満了の日の翌日以降最初に到来する4月の検針日の前日まで継続されるものとし、以降は1年ごとに同一条件で継続されるものとしたします。

25 契約の変更

- (1) 発電設備等を変更する場合

発電者が、受給地点、電気方式、標準電圧、発電設備（逆変換装置（インバータ）および制御方法を含みます。）等の変更を希望する場合は、あらかじめ当社に連絡していただきます。

- (2) 契約名義を変更する場合

相続その他の原因によって、受給契約を新たに継承される方が、それまでの受給契約のすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き受給契約の継続を希望する場合は、契約名義の変更により受給契約の継続ができるものとしたします。この場合は、あらかじめ当社所定の様式にて申込みを行なっていただきます。

26 契約の廃止

- (1) 発電者が受給契約の廃止を希望する場合は、あらかじめ廃止期日を定めて当社に申込みを行なっていただきます。

なお、廃止期日をもって受給契約は消滅いたします。

- (2) 当社は、原則として、発電者から通知された廃止期日に、当社の供給設備または発電者の電気設備において、電力受給を終了させるための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じて発電者に協力をさせていただきます。

- (3) (1)の申込みにかかわらず、次の場合には、受給契約は消滅いたします。

- イ 当社との需給契約が消滅した場合で、当社との接続供給契約に属さないとき。
なお、この場合の廃止期日は、需給契約の消滅日といたします。
 - ロ 当社との接続供給契約に属さなくなった場合で、当社と需給契約を締結していないとき。
なお、この場合の廃止期日は、接続供給契約の当該供給地点の廃止日といたします。
- (4) (1)の申込みにかかわらず、需給契約、接続供給契約または受給契約の条件等の変更により、1(適用)の要件を満たさなくなった場合には、要件を満たさなくなった日をもって、受給契約は消滅いたします。

27 契約の解約

- (1) 当社は、次の場合には、24(契約期間)の契約期間にかかわらず、発電者に通知のうえ、受給契約を解約できるものといたします。
- イ 発電者が本要綱に定める内容に違反した場合
 - ロ 認定がその効力を失った場合
 - ハ 発電者が反社会的勢力となった場合
 - ニ 発電者が反社会的行為を行なった場合
- (2) (1)により当社が受給契約を解約した場合、発電者は、自らの責任と負担において発電設備を直ちに解列し、連系および電力受給ができないよう必要な措置を講じていただきます。

28 受給契約終了後の債権債務関係

受給契約の契約期間中の料金その他の債権債務は、受給契約の終了によっては消滅いたしません。

29 認定手続き

- (1) 再エネ特措法にもとづく受給契約について、発電者が、6(受給契約の申込みと成立)、25(契約の変更)、26(契約の廃止)、27(契約の解約)等により、認定の新規取得もしくは認定の内容変更または認定の廃止が必要となる場合は、発電者にて認定に関する手続きを行なっていただきます。
- なお、この場合、当社に認定通知書を提出していただきます。
- (2) 再エネ特措法にもとづく受給契約以外の受給契約について、当社は、必要に応じて、

非化石価値等に関する認定手続きを求めるものとし、その場合、発電者は当社の求めに応じて認定手続きを実施するものいたします。

30 受給契約に関する情報の取扱い

- (1) 当社は、再エネ特措法にもとづく受給契約について、国または国が指定する費用負担調整機関に発電者の発電設備からの受給電力量、料金、受給開始年月、認定ID等の必要な届出を行なうものいたします。
- (2) 発電者が、26（契約の廃止）により受給契約を廃止する場合で、当社以外の電気事業者と受給契約を締結するときは、当社は、当該電気事業者に対して受給契約に関する情報提供を行なうことができるものいたします。

31 発電計画等の提出

本要綱により受給契約を締結する発電設備は、原則として、当社が託送供給等約款の定めにより設定する発電バランシンググループ（以下「発電BG」といいます。）に属するものいたします。

なお、当社は、必要に応じて発電BGの計画作成のために発電設備の発電計画、発電記録、点検記録等の提出を発電者に依頼することがあります。

また、この場合、可能な限り協力していただきます。

32 非化石価値等の帰属

- (1) 再エネ特措法にもとづく受給契約の非化石価値等については、当社が高度化法における非化石電源に係る電気として利用するものとし、発電者は当社に対しこれに必要な協力をするものいたします。
- (2) 再エネ特措法にもとづく受給契約以外の受給契約の非化石価値等については、当社にすべて帰属するものいたします。

なお、非化石価値等を当社に帰属させるにあたり、発電者は、必要に応じて当社に協力するものいたします。

33 そ の 他

- (1) 本要綱に定めのない事項、本要綱により難しい事項については、電気供給約款等、託送供給等約款および関係法令等に準ずるものいたします。
- (2) (1)により難しい事項については、発電者、当社ともに誠意をもって協議し、その解決

に努めるものといたします。

1 本要綱の実施期日

本要綱は、2019年6月27日から実施いたします。

2 本要綱の実施にともなう切替措置

「太陽光発電設備設置にともなう系統連系および電力購入に関する契約要綱」(平成29年4月1日実施)にもとづく受給契約は、本要綱の実施期日以降、本要綱によるものいたします。

なお、再エネ特措法にもとづく受給契約の場合、受給契約内容の変更等がない限り、買取制度の単価適用期間および買取制度の単価適用期間の料金については、2017年3月31日以前に成立している受給契約によるものいたします。

3 受給契約に係る取扱い

当社が発電者の申込みを2017年3月31日以前に承諾した場合は、6(受給契約の申込みと成立)(2)によらず、太陽光発電電力受給契約確認書の発行日をもって受給契約が成立したものといたします。

4 買取制度の単価適用期間

買取制度の単価適用期間は、平成24年経済産業省告示第139号(以下「調達期間等告示」といい、調達期間等告示の公布以降に定められた告示等も含みます。)に定められた調達期間といたします。

5 再エネ特措法にもとづく受給契約以外の受給契約の場合の受給電力量の計量および算定

原則として、算定期間における受給電力量は記録型計量器により30分単位で計量し、30分ごとの受給電力量を合計した値といたします。